

令和8年度鹿児島県手話施策推進協議会 議事概要

1 開催日時

令和8年8月6日（木）午前10時～正午

2 場所

県庁行政庁舎 18階 特別会議室

3 開催方法

対面開催

4 出席者

- ・ 委員 15名中13名
- ・ 事務局 障害者支援室、広報課、雇用労政課、特別支援教育課

5 議事録

(1) 開会

15名中13名の委員が出席し、協議会設置要綱に規定する定足数を満たす。

(2) 議題

- ① 令和7年度県の主な手話関連施策の取組実績について
- ② 令和8年度県の主な手話関連施策の取組計画について

【事務局】

(①、②について説明)

【委員】

運転免許のオンライン更新時講習への手話導入とは、どのようなものか。

【障害者支援室】

県警察本部の免許管理課が所管であるが、資料等を確認したところ、令和6年度からマイナ免許証を持っている方については、免許更新の際、運転免許センターに行かずにパソコンなどを使用してオンラインで更新時講習を受講できることとなっている。実際に画面等を見たわけではないが、この講習に手話通訳が付いているようだ。

【委員】

初めて知った。知らない人の方が多いのでは。もう少し広報に取り組んだほうがよいのでは。

【障害者支援室】

担当課につないでおく。

【委員】

免許更新の連絡のハガキに、オンライン講習についての案内があるのか。高齢者にとっては、オンラインでの受講が難しいため、配慮いただきたい。

【障害者支援室】

免許更新時のハガキの内容については、県警の担当課に確認後、お答えさせていただきます。

【委員】

オンラインの更新時講習については、資料１－２に記載のある聴覚障害者生活訓練事業を活用し、受講の仕方等を学ぶ機会を設けてはどうか。

【障害者支援室】

検討させていただきます。

【委員】

資料１－４の手話通訳者及び要約筆記者派遣事業について、(4) 手話通訳を行う人材の育成等（第 11 条関連）でまとめられているが、あてはまらないのでは。

【障害者支援室】

第 11 条 2 項に、「市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等」と定められているため、(4)の項目に記載しているところ。

【委員】

資料 1－7 (6)観光旅行者等への対応 に記載されている 2 事業について、委託先は。

【障害者支援室】

P R観光課のユニバーサルツーリズム普及事業については、UDラボ合同会社が、大島支庁総務企画課の奄美群島心のおもてなし推進事業については、株式会社ANA総合研究所が受託している。

【委員】

昨年度の協議会で、県内の観光施設のQRコードを設置して、手話での説明動画が確認できるようにしてほしいとの意見があったが、その後の取組みは。

【障害者支援室】

県内の主な施設に対して、聴覚障害者の対応状況について聞き取りを行ったところ、昨年度の時点では、展示物の字幕表示や利用者への筆談案内等を実施している施設が多く、QRコードをつけて手話で説明を流すというのは、なかなか対応できていなかったところ。

当室から観光関係部署には提案したところだが、すぐに対応するというのはなかなか難しいとのこと。また、今回の会議でも当該意見が出されたことについて関係課に共有し、手話の説明動画が確認できるQRコードについて、引き続きの検討を要望する。

【委員】

以前も協議したと思うが、聾学校のPTA向け手話研修会について、開催に係る費用はどこが負担しているのか。

【特別支援教育課】

本日、聾学校の委員が欠席のため、分かる範囲で回答する。

聾学校においては、保護者向けの手話学習会のほか、職員向けの習熟度別手話学習会なども開催しており、この学習会の中には、聾学校の職員が講師を務めることでほとんど予算がかからないものもあれば、聴覚障害者協会などに協力いただいて、外部の講師が行う講習会もある。

そのため、一部の講習会では、費用が発生しているが、この費用については、昨年度、特別支援教育課と聾学校で協議し、今年度からこの職員向けの習熟度別講習会については、手話通訳を行う人材の養成ということで、県から予算を出しているところ。

引き続き、このような体制を維持していきたいと考えている。

【委員】

話にあった講習会は私が講師を担当しているが、おそらくPTAが費用を工面しており、県からはお金をいただいていないところ。

現在、聾学校には多くの保護者がおり、手話を学んでくれることを嬉しく思っているが、ほぼボランティアのような形で講師を務めている。

県がこの講習会についても予算をつけてほしい。

【議長】

保護者向けの手話学習会の講師料は、PTAで予算からでているのか。

【委員】

確認はしていないが、私の知る範囲ではPTAから出していると思う。

【議長】

職員向けの手話学習会については、県予算で対応しているとのことだが、保護者向け手話学習会に関してはいかがか。

【特別支援教育課】

職員向けの手話学習会について、以前は職員がお金を出し合って外部の協会等に講師の派遣を依頼し、自主運営をしていたと聞いている。ただ、かごしま県民手話言語条例も制定されていることから、県の施策として、手話を教えられる教職員、人材を育成するという意味で、職員の手話学習会の体制を整えることとし、今年度からは、職員に費用を徴収せず、県の予算で実施しているところ。

保護者向けの手話学習会については、申し訳ないが、私も詳しい経緯は承知していないところ。ただ、聾学校の職員主催ではなく、PTA主催の学習会と聞いており、人材育成のための学習会とは異なる位置づけと理解している。PTAとしても自主的な事業として実施したいという意向もあると思われるため、この場でその位置づけの変更についてはお答えできない。

当課は聾学校と意見交換を行う機会があるため、保護者向けの手話学習会があくまでも保護者を対象とし、PTA会費などで運営するPTA主催の形態が趣旨に合っているかどうかなどについて、今後確認したい。

当面は、かごしま県民手話言語条例のもとで、聾学校は地域の中で手話を広める人材の供給拠点としての役割を担っていると考えている。そのため、教職員の人材育成について、まずはしっかりと実施していきたい。

【委員】

今の件に関して、かごしま県民手話言語条例の第12条に「学校における取組の推進」という項目がある。その2項に「ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等」と記載されている。

聞こえない子どもが手話を獲得する場は非常に重要であり、保護者が手話に触れて手話を知り、手話で子どもとコミュニケーションを図ることで、子どもの成長が促されることはとても大切なことで、聾学校はその拠点となっている。

名称がはっきりしないが、県は、言語聴覚士が配置されて実施している事業と、学校・教育現場で行う取組みの2パターンを実施していると理解している。教職員だけでなく、子どもたちが自分の思いを自由に話せるようになるためには、保護者の手話の習得は欠かせないと考えている。

もちろん、保護者によっては様々な選択があると思うが、子どもたちが手話で自由に意見を言い、話ができる環境の整備をぜひ来年度予算に向けて取組んでいただきたい。先ほどもあったように、PTAが自主的に取組むことも良いと思うが、条例で求めているのは聞こえない子どもの言語獲得であり、その点を考慮いただけると大変ありがたい。

【議長】

聾学校の委員が欠席されている状況だが、今後、子どもの手話獲得の問題や保護者向けの問題、職員の研修の問題については、県の方々に継続的に検討いただければ。

(3) 意見交換

【委員】

当市は、令和6年度に手話言語条例を制定し、様々な取組みを進めているところ。いくつか御紹介させていただく。

まず、今年度については、支所の窓口対応支援として、タブレットを使った遠隔手話通訳を導入予定である。これまでは支所には手話通訳者が週3回程度しか配置されておらず、また、人材確保が難しかったため、今年10月からタブレットを活用した遠隔手話通訳を開始する予定。

また、昨年度は手話通訳者の派遣報酬を引き上げるなど、様々な取組みを進めているところ。

先ほど、観光施設の話もあったが、鹿児島市の観光施設では、主に画像や文字情報で案内を行っている。QRコードについては、動物園で導入しており、動画などでの紹介も行っている。さらに水族館では、手話通訳者の設置

や、タブレットを使って案内を行うなど、聴覚障害がある方への支援体制を整えているところ。

【委員】

当市は、手話言語条例を早くに制定したが、なかなか取組みが進んでいないところ。現在、市では手話奉仕員養成講座を実施しているが、今後、手話通訳者の養成に取組みたいと考えており、昨年度は、手話奉仕員養成講座修了者に対して、手話通訳者を目指すかどうかの意向アンケートを実施したところ。

来年度以降、これまで奉仕員養成講座を修了された方も含めて、手話通訳者養成講座を実現させて人材育成を進めていきたい。

一方で、当市は過疎地域であることから、手話通訳者はもとより、福祉分野全体の人材不足も課題となっている。こういった状況の中で地道な取組みではあるが、手話を学ぶ機会を提供することで少しでも人材を育成し、色々と課題はあるが、将来的には雇用などにつなげていければと考えている。時間はかかるかもしれないが、このような取組みを始めていければ。

【議長】

県内市町村の取組事例を参考にしたり、連携したりできれば。

【委員】

先ほどお聞きすればよかったのだが、資料１－７に企業による障害者雇用促進事業と記載があり、利用者 102 名のうち、聴覚障害の方が３名といらっしやったとのこと。当該企業の受入れ体制はどのようなものだったのか。例えば、文字起こしアプリを準備する、手話ができる社員がいたなど。

【雇用労政課】

県内には７ヶ所の障害者就業・生活支援センターがあり、当事業はこのセンターに委託して実施しているところで、具体的な内容については、本日の時点では把握できていない部分があり、今後、障害者就業・生活支援センターに確認させていただきたい。

ただ、障害者就業・生活支援センターの担当者が、受入れ企業等と複数回の打合せ後、体験事業を実施しており、一定のサポート体制は整っていると想定している。

【委員】

当協会は、人材育成や雇用を担う経済団体であり、先月から法定雇用率が2.7%に引き上げられたところ。これが直接の理由ではないが、障害者、若者、女性、高齢者、外国人など多様な人材に働いてもらうことは、結果として多様な性格を持つ企業となり、企業にとって大きなプラスになると認識している。そのため、協会としては、障害者雇用について多くの研修会やセミナーを開催し、企業に積極的な取組みを呼びかけている。

特に、聴覚障害のある方に対しては、例えば企業内での文字起こしアプリケーションなどの支援機器の必要性、あるいは手話ができる社員が多くいれば経費も抑えられるのではないかといった課題もあり、今後こうした取組みを進めていく必要があると感じているところ。

【委員】

また、県がかごしま県民手話条例を制定していることをまだ知らない方も多く、その認知度は十分とは言えない。

先ほど説明にあったとおり、毎年条例の普及啓発リーフレットが作成されているが、そのリーフレットに、活発に活動している職場の手話サークルや聴覚障害のある方が元気に働いている様子などの好事例を盛り込み、当協会にも配布していただければ、協会から障害者雇用の経験がない企業へ積極的に配布し、プラスになるよう促していきたいと考えている。

【議長】

雇用に関しては、県だけでなく様々な関係機関で、たとえば職場適応指導員の養成なども行われており、私自身も当該養成の講師を務めたことがある。

一例として、ろう者の教え子が役場の総務課に勤務しており、就業後に、彼が講師となって、総務課内で特に使う言葉の手話表現の学習会を開いていたとのこと。

やはり、委員もおっしゃっていたが、コミュニケーションの方法は人それぞれであるため、手話なのか、要約筆記や文字による伝達が良いのか、一人ひとりの実態や要望に応じて対応を工夫していくことが大切。

また、聴覚障害者を1人のみ採用すると孤立しがちになるため、可能であれば2人以上採用し、聴覚障害者同士の繋がりを持たせるか、聴覚障害者と健聴者の橋渡し役となる人材を配置することで職場適応が円滑に進むのではないかと感じている。

【委員】

ドルフィンポート跡地に新しい体育館が建設されるとのことで、検討委員会が立ち上がっているようだが、身体障害者福祉協会だけが参加している。情報のアクセス方法やコミュニケーション方法が異なるため、車椅子の方だけではなく、盲や聾の当事者団体も検討委員会にいていただきたい。

同様に、サッカー場についても、それぞれの当事者団体を含めて検討いただき、全ての人が納得する検討委員会にしてほしい。

【障害者支援室】

当施設の整備については所管が異なるため、検討委員の選定については把握していないが、先日ハートピアかごしまで行われた会議において、車椅子を使用されている方から発言があったが、スポーツコンベンションセンターについて、県パラスポーツ協会としてヒアリングに参加し、障害者としての意見を述べられていると報告があった。

全ての障害者団体の代表が検討委員に入るのは難しいかもしれないが、スポーツコンベンションセンター関係でユニバーサルデザインに関するワークショップが開催される予定とのこと。このような機会に、身体障害だけでなく、知的障害や精神障害、難病がおありの方々も含め、多様な方々が参加されることを期待している。

今後、募集が開始されたら担当課から情報提供があると思うので、障害者団体の皆様にもメール等でお知らせする。各団体の会員の方々にも周知していただけたら。

【議長】

体育館の建設にあたり、当局はバリアフリーや被災時の障害者支援を中心とした考えを強く持っていると思われる。点字表示については比較的普及しているものの、聴覚障害者、つまり耳が不自由な方への対応が抜け落ちがちだと感じる。

例えば、情報を電光掲示板で表示するなど、当事者や委員も気づいていない部分があるかもしれないため、そういった情報を積極的に提供し、全ての人が使いやすい施設として一体感が生まれることを期待している。

【委員】

昨年度まで鹿児島市で開催されていた手話奉仕員指導者養成研修会について、今年度は霧島市で開催されるとのこと。来年度の開催の予定について教えていただきたい。また、手話通訳者指導者養成研修会の開催予定はあるか。

【議長】

まず、来年度の開催の予定について、教えていただきたい。

【障害者支援室】

昨年度までは手話奉仕員指導者養成事業として、鹿児島市で研修会を実施したところ。当事業は、市町村が実施する手話奉仕員養成講習会の指導者を養成するもので、これまで養成した指導者が鹿児島市に偏っていたため、指導者の少ない地域で指導者の確保に取り組むといった観点から、今回は霧島市で実施することとなった。来年度の開催場所については検討中である。

【議長】

開催場所の要望があればお知らせいただきたい。

【委員】

これまで手話奉仕員指導者養成研修会が鹿児島市で開催されており、当研修会を修了した方が増えている。

しかし、手話通訳者指導者養成研修を修了した人が少なく、手話通訳者養成講習会の講師を探すのに苦労している。また、手話通訳者指導者養成研修会を受講したいという方も多い。そのため、手話通訳者指導者養成研修会も開催していただけないか。

【障害者支援室】

手話通訳者の指導者養成研修事業は、令和3年度から令和5年度まで実施してきたところ。令和6年度からは、手話奉仕員の指導者も少ないことから、手話通訳者の指導者養成から手話奉仕員の指導者養成へと方針を変更している。今後も要望をお伺いしながら、事業として実施可能か検討していく。

なお、霧島市での取り組みは今年度が初めてであり、この取り組みの状況を見ながら検討を進めていきたいと考えている。

【委員】

薩摩川内市では手話言語等のコミュニケーション条例を制定し、現在手話講習会も開催している。

県では手話講座や手話出前講座を開催しており、これらの講座を通じて、かごしま県民手話言語条例の内容や趣旨を広めるとともに、市町村の手話言語条例の制定に繋げていけたら。

【委員】

鹿児島県手話サークル連絡協議会は、県内の 11 サークルで構成されている。それぞれ地域のろう者の皆さんに色々教えていただきながら育ててもらって活動をしている。自分たちも教わることが多い一方で、聞こえない方々が困っている際には、近くにいる人が手助けに行く、そういった関係を大切にしている。

先日の熊本地震の際の新聞記事で、宇城市に避難された 5 人のろう者の方々が、周囲とのコミュニケーションが困難で、地域の手話サークルの方がビブスをつけて現地で対応したが、できる対応には限りがあったとのこと。

さらに、避難所で警察官から困りごとを尋ねられた際、身振り手振りで懸命に伝えたようとしたろう者の方に対し、警察官が諦めたようにその場を去ってしまったという出来事もあったようだ。

避難所に入る際、家族代表者の名前や人数を記入する欄のほか、「聞こえない」などの情報を記入することができるような備考欄があったら、関係者が対応しやすくなると思う。

また、聞こえないことを示すための災害用バンダナなどもあるが、急な避難の際に持ち出せないこともある。そのため、避難所に聞こえないことを示せるようなアイテムを常備しておき、本人が意思表示できるようにすれば、周囲の人もその方に適した対応を考えやすくなるのでは。

【委員】

自治体等が主体となって行っているため、県が直接関わるものではないと認識しているが、かごしま県民手話言語条例の第 11 条に記載されている災害時の情報保障について述べさせていただく。

各自治体では「避難行動要支援者名簿」を作成している。この名簿は対象者本人の同意を得て作成するものであるため、登録を希望しない方は含まれておらず、この点が見落とされやすい課題だと感じている。

この名簿には、「障害の有無や部位」「こんな支援が欲しい」「家の近くに崖がある」など、詳細な情報を記載できるようになっている。平常時にこうした情報をしっかりと収集し、内容に変更があれば随時更新することで、有事の際に速やかに必要な支援が行える体制を整えることができるのでは。

委員からの指摘にもあったが、災害発生後に避難所が開設され、受付が設置されても手話通訳者が常駐しているわけではない。聴覚に障害のある方は情報弱者となりやすいため、指さしコミュニケーションボードなどの支援ツ

ールによる工夫が必要だと考えている。

このような状況の中、避難行動要支援者名簿は非常に重要な役割を果たすと思う。災害後、被災者本人からの連絡を待つだけでなく、名簿を活用して保健師や手話通訳者が直接訪問し、支援を行う体制を構築することが大切。この訪問時には、手話通訳者の参加も欠かせない。

このような体制づくりのためにも、平常時から関係団体と密に連絡を取り合い、連携を図ることが重要。主体は各自治体だが、県からも助言や支援をいただくことで、市町村の活動がより円滑になるのではと期待している。

また、委員の指摘にもあった鹿児島市役所のタブレット導入について、10月以降、一部支所で手話通訳者の常駐がなくなる。これにより、従来の対面での手話通訳が利用できなくなることに伴う課題や、タブレットを用いた遠隔手話通訳のメリット・デメリットが生じると考えられる。

今後、地域に住む聞こえない方々に対して、手話通訳者の常駐がなくなり、タブレットでの遠隔手話通訳が開始されることを、適切に周知する必要がある。遠隔の手話通訳は便利だが、やはり窓口での対面による手話通訳と担当職員による対応が最も望ましい。

今後、タブレットでの遠隔手話通訳導入に伴う問題が各自治体で起こることが予想されるため、県の方でも助言や指導をしていただけたら。

【議長】

タブレットでの遠隔手話通訳導入には、メリットとデメリットの両方が出てくと思う。今後、その両点を検証し、より良い情報提供ができる方法を鹿児島市や県が考えていただけたら。

また、この資料にもあったが、警察学校で手話に関する教育が行われている。しかし、すべての警察官には十分に普及していない状況だと思う。委員がおっしゃったように、まずは自分自身が学ぶことが大切。警察官だけでなく、社会福祉関係者や保健室の職員、看護師など、あらゆる人が手話を学ぶことが望まれる。その上で、やはり避難行動要支援者名簿は非常に重要。支援の有無等について地域でしっかり把握しておくことが必要。

【委員】

難聴者の団体としても、昨年6月に手話施策推進法が施行され、第11条に難聴者が手話を学びたいと希望すれば、行政がその希望に応えるよう、明記されたところ。

難聴者は少し聞こえる方や全く聞こえない方など様々であり、手話を必要とする方もいれば、補聴器を使ってコミュニケーションが取れる方もいる。

今回の熊本地震で感じたのが、災害時の情報がスマホで確認できるが、突発的に支援が必要な場合などにおいては、日頃から地域の人たちで助け合う体制が整っていたらよい。

【議長】

中途失聴の方で、手話を学びたいという意欲が強い方もいれば、あまり興味のない方もおり、個人差があると考えてよいか。私としては、中途失聴の方にも手話を学んでいただくことで、コミュニケーションがより円滑になるのではないかと思うが、実際はいかがか。

【委員】

私自身も聞こえなくなった当初は、要約筆記があることを知らず、手話しかコミュニケーション方法がないと感じて、手話を学んだ。難聴者には個人差があり、手話の学習について強制することはできず、中には手話を否定する方もいる。

先日、厚生労働省の担当者によるアンケート調査も実施され、徐々に状況は改善されつつあると期待している。

【議長】

これからも、それぞれの個人に応じたコミュニケーション方法について、よろしくお願いしたい。

【委員】

どうしても伝えたいことの 하나가、手話通訳者の身分保障の問題。先ほどから手話通訳者の派遣の話が出ているが、鹿児島県では手話通訳者の派遣は有償ボランティアとして扱われており、職業として成り立っていないのが現状。

先ほどのろう者の雇用に関して、手話通訳者を支援者として職場に設置すると話があったが、設置できるだけの手話通訳者の数が足りていない。

さらに、災害時に正職員として災害派遣に対応できる手話通訳者はゼロ。行政に設置されている手話通訳者は、会計年度任用職員として雇用されており、災害対応ができない。

また、通常の手話通訳者の派遣は、有償ボランティアの範疇で、謝金は時給制、且つボランティア保険の範囲内となっている。このままでは、聞こえない人たちの暮らしを支える社会資源にはならないと考えている。

そこで、まず1つ目に、手話通訳者の派遣単価を上げていただきたい。昨

年度単価を上げていただいたところが、現在の単価でも拘束時間が長くなると最低賃金を割ってしまうことが明らかになっている。

こうした事情があるにも関わらず、「手話を学んでください」とは言いにくい。そのため、手話通訳者の身分保障や待遇を改善いただきたい。

2つ目に、市町村外から手話通訳者が派遣に対応していることが当たり前でないことを市町村に分かっていただきたい。一方で、単独の市町村で手話通訳者の養成や派遣を行うのは非常に困難であるため、最低限「保健福祉圏域」程度の広域で市町村が連携して事業に取り組む体制を構築していただきたい。そうすることで、ろう者や手話通訳者の居住の有無に関わらず、全市町村で同様の取組みを進めることができ、大きく状況は改善されるのでは。この体制を構築しなければ、せっかく制定した条例も十分に活用されないまま終わってしまう恐れがある。

また、県政広報番組や議会の手話通訳を担える通訳者も十分ではなく、本当に必要な現場を差し置いて、議会等の通訳に人材を割くことが本当に良いのかどうかも考える必要がある。やはり人材育成は欠かせない課題だと感じている。

【議長】

手話通訳者の派遣単価の引上げについて、どのように実現できるのか。

【委員】

基本的には予算に関わる問題。市町村単独で手話通訳者の派遣業務を行っている自治体と、県視聴覚障害者情報センターに委託しているところとがある。どちらにおいても、予算の調整等があるため、市町村が検討する必要がある。

【議長】

手話通訳者に最低賃金法は適応されないのか。

【委員】

手話通訳者は労働者としてみなされておらず、有償ボランティアの範疇で、税の申告の対象にもなっていないところ。

【委員】

P T Aの保護者から意見をいただいたので、まとめてお伝えする。

手話を使って教えてくださる先生に感謝している。手話を使えるだけでな

く、そのスキルに合わせたコミュニケーションをしてほしいと感じている。

そのためには、子どもたちが単に手話を使えるだけではなく、手話を使って学習できる環境が大切。国語や算数、理科などの教科でも手話で教えただけなら。これは教育委員会との連携も必要だと考えている。子どもたちが手話を習得することで、同時に日本語の理解も進んでいくと思う。

また、学校の先生について、現在、新任の先生は4年、その他の先生は6年で異動があるため、教員と子どもたちが継続したコミュニケーションを図るのが難しい状況。もう少し長く聾学校に勤めていただければ、子どもたちと手話を使った深いコミュニケーションが可能なのでは。

私は年に1回程度、地域の学校で手話を教えている。手話を学ぶ機会があるのは喜ばしいが、もっと継続的に手話を学ぶことができれば、子どもたちが手話に興味を持ち、将来、手話を学びたいと考える人が増えると思う。そのためにも、予算の確保をお願いしたい。

【議長】

私は聾学校の評価委員会に年2回出席している。そこで感じた聾学校の課題は、児童数の少なさ。幼稚部から高等部まで合わせても38人ほどしか在籍していない。教室では先生がマンツーマンで家庭教師のように教えている状況。もっと多くの子どもたちが聾学校に入学し、子ども同士が学び合う機会が増えれば良い。

新任の先生は4年、長く在籍する先生は7～8年ほどですが、他校での勤務を経て、聾学校に帰ってくる先生もいらっしゃる。そうした先生方に多くの期待を寄せたい。

聾学校は、近隣の玉江小学校と定期的に交流をしているため玉江小学校などで手話教室が開かれれば良いのでは。他にも、九州各県の聾学校も児童数が少ないため、県を越えた交流も行われているところ。

皆様もぜひ聾学校で学ぶ子どもたちを増やしていただければありがたい。時間の関係で私の方からの回答とさせていただきます。

【委員】

現在の座席配置では手話がなかなか見えにくいため、席の配置を少し工夫いただきたい。

また、資料についての話があるが、どのページか分かりづらく、ページを開くのが間に合わないことがある。そのため、会場内にモニターを設置して、資料のページを見せていただけたら、参加者全員にとって非常にわかりやすくなると思う。